

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月10日
【事業年度】	第59期（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）
【会社名】	株式会社カワチ薬品
【英訳名】	CAWACHI LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河内 伸二
【本店の所在の場所】	栃木県小山市大字卒島1293番地
【電話番号】	0285(37)1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 足助 弘
【最寄りの連絡場所】	栃木県小山市大字卒島1293番地
【電話番号】	0285(32)1131
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 足助 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	279,462	281,871	285,960	287,816	284,492
経常利益 (百万円)	8,698	7,672	8,609	8,340	7,897
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,830	4,177	4,713	4,884	3,200
包括利益 (百万円)	4,832	4,193	4,732	4,902	3,304
純資産額 (百万円)	104,649	107,725	111,295	114,410	115,928
総資産額 (百万円)	191,721	194,496	196,119	199,601	199,614
1株当たり純資産額 (円)	4,682.61	4,818.93	4,980.82	5,120.32	5,188.27
1株当たり当期純利益 (円)	216.44	187.06	211.03	218.72	143.30
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	216.07	186.85	210.79	218.48	143.14
自己資本比率 (%)	54.5	55.3	56.7	57.3	58.0
自己資本利益率 (%)	4.7	3.9	4.3	4.3	2.8
株価収益率 (倍)	10.9	11.8	12.6	12.8	20.4
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	6,868	9,817	6,402	7,481	8,865
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	4,536	5,840	5,291	4,515	5,156
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	4,607	4,485	3,937	1,915	2,270
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	38,959	38,450	35,623	36,674	38,112
従業員数 (名)	2,765	2,770	2,722	2,733	2,750
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(4,181)	(4,136)	(4,157)	(4,205)	(4,245)

(注) 1 従業員数は正社員数であり、就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数はパートタイマー及び嘱託にアルバイトを含めた年間の平均人員(8時間換算)を記載しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	263,002	266,317	270,825	273,604	271,215
経常利益 (百万円)	8,765	7,658	8,517	8,416	8,068
当期純利益 (百万円)	4,922	4,253	4,709	5,038	3,485
資本金 (百万円)	13,001	13,001	13,001	13,001	13,001
発行済株式総数 (株)	24,583,420	24,583,420	24,583,420	24,583,420	24,583,420
純資産額 (百万円)	105,290	108,442	112,008	115,277	117,080
総資産額 (百万円)	187,946	190,828	192,542	196,087	195,848
1株当たり純資産額 (円)	4,711.32	4,851.01	5,012.76	5,159.14	5,239.85
1株当たり配当額 (円)	50.00	50.00	80.00	80.00	100.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	220.55	190.45	210.89	225.60	156.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	220.17	190.23	210.65	225.35	155.89
自己資本比率 (%)	56.0	56.8	58.1	58.8	59.8
自己資本利益率 (%)	4.8	4.0	4.3	4.4	3.0
株価収益率 (倍)	10.7	11.6	12.6	12.4	18.7
配当性向 (%)	22.7	26.3	37.9	35.5	64.1
従業員数 (名)	2,521	2,542	2,506	2,530	2,564
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(3,889)	(3,864)	(3,891)	(3,944)	(4,003)
株主総利回り (%)	82.7	78.9	97.4	105.0	112.4
(比較指標: TOPIX(配当込み)) (%)	(94.8)	(104.5)	(145.9)	(151.9)	(208.0)
最高株価 (円)	2,966	2,371	2,818	3,010	3,315
最低株価 (円)	2,132	2,004	2,157	2,419	2,662

- (注) 1 当社は、3月16日から翌年3月15日までの12ヶ月間を1事業年度としております。
- 2 第59期の1株当たり配当額100円は、2026年6月11日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。なお、1株当たり配当額には、創業65周年記念配当20円を含んでおります。
- 3 従業員数は正社員数であり、就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数はパートタイマー及び嘱託にアルバイトを含めた年間の平均人員(8時間換算)を記載しております。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

当社の創業者である河内良三郎は、1960年7月栃木県栃木市に医薬品等の小売業を目的として「河内薬品」を創業いたしました。

1967年4月「有限会社 河内薬品」（代表取締役 河内良三郎、資本金 1,000千円）を設立し法人組織といたしました。

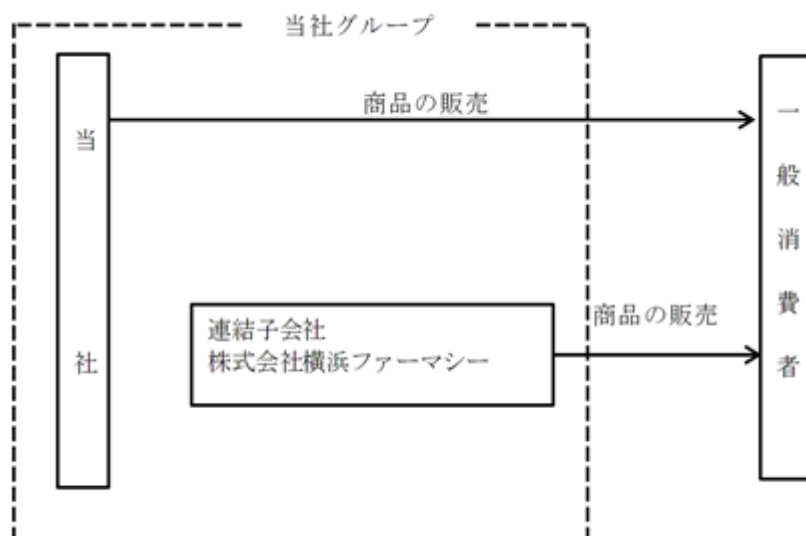
会社設立後の沿革は次のとおりであります。

年月	事項
1967年4月	有限会社 河内薬品を設立。
1980年7月	株式会社カワチ薬品に改組。（資本金 2,200万円 保有店舗数12店舗）
1982年3月	本社を現在の栃木県小山市に移転。
1984年10月	栃木県宇都宮市の三の沢店に当社初のPOS（販売時点情報管理システム）レジを導入。
1986年4月	プライベートブランド商品の開発及び販売を開始。
1986年10月	埼玉県久喜市に久喜店を設置。埼玉県への出店開始。
1989年11月	群馬県伊勢崎市に伊勢崎店を設置。群馬県への出店開始。
1990年12月	全店POS（販売時点情報管理システム）化計画を開始。
1992年1月	福島県福島市に鎌田店を設置。福島県への出店開始。
1992年4月	栃木県宇都宮市の川俣店を増床し、売場面積300坪型のドラッグストアを設置。 宮城県仙台市に南吉成店を設置。宮城県への出店開始。
1992年10月	茨城県日立市の田尻店を増床し、売場面積400坪型のメガ・ドラッグストアを設置。
1994年3月	EOS（電子発注システム）を導入。
1995年4月	福島県白河市に売場面積700坪型のメガ・ドラッグストア、白河店を設置。
1996年10月	茨城県日立市の田尻店に初の調剤薬局を併設。調剤事業を開始。
1999年8月	群馬県富岡市に、調剤薬局を組み入れた売場面積1,000坪型のメガ・ドラッグストア、富岡店を設置。
2000年4月	矢板南店が、福祉用具貸与事業所に指定され事業開始。
2000年6月	千葉県千葉市におゆみ野店を設置。千葉県への出店開始。
2000年9月	店頭売買有価証券として日本証券業協会へ登録。
2000年11月	山形県山形市に山形南店を設置。山形県への出店開始。
2002年7月	岩手県盛岡市に盛岡みたけ店を設置。岩手県への出店開始。
2002年11月	新潟県長岡市に長岡店を設置。新潟県への出店開始。
2002年12月	東京証券取引所市場第一部へ上場。
2003年6月	長野県佐久市に佐久平店を設置。長野県への出店開始。
2005年8月	東京都多摩市に多摩ニュータウン店を設置。東京都への出店開始。
2006年12月	茨城県に本社を置く株式会社倉持薬局を完全子会社化。
2007年2月	静岡県静岡市に清水鳥坂店を設置。静岡県への出店開始。
2008年2月	山梨県甲府市に小瀬店を設置。山梨県への出店開始。
2008年4月	神奈川県川崎市にはるひ野店を設置。神奈川県への出店開始。
2011年3月	関東物流センター稼働。
2012年10月	東北物流センター稼働。
2014年1月	青森県に本社を置く株式会社横浜ファーマシーを完全子会社化。
2014年3月	子会社の株式会社倉持薬局を吸収合併。
2022年4月	東京証券取引所プライム市場へ移行。
2022年11月	飲料物流センター稼働。
2023年3月	関東物流センター閉鎖に伴い機能を移管、栃木物流センター稼働。

### 3【事業の内容】

当社グループは、医薬品、化粧品、日用雑貨、食料品及び酒類等を販売するドラッグストア並びに処方箋調剤を主要業務とする調剤薬局併設型ドラッグストアを営む小売業であります。当社グループは単一セグメントであるため、事業セグメント別には記載しておりません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



#### (1) 主要取扱商品

商品区分	主要品目
医薬品	風邪薬、胃腸薬、各種ビタミン剤、目薬、外傷薬、健康食品、介護用品、調剤
化粧品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品
雑貨	ヘアケア商品、オーラルケア商品、洗剤、紙類、ペット用品、育児用品
一般食品	加工食品、日配品、菓子、飲料、酒

#### (2) 店舗の特長

当社グループは、主に郊外型の店舗を出店しており、売場面積400坪以上をメガ・ドラッグストアと定義し、売場面積400坪～1,000坪のメガ・ドラッグストアを中心に展開しております。また、車社会に対応した広い駐車場を店舗の前面に構え、一台あたりの駐車スペースも広くとっております。店舗形態はワンフロアとなっており、前面の駐車場から地続きになっていることで、段差もなく直接店内に入ることができるバリアフリー型となっております。その店内は、明るく、クリンリネスを徹底することで、お客様が快適にお買い物ができるように配慮し、さらに、ファーマシー・モア（お客様の健康で快適な生活を実現する）というコンセプトのもと、商品を豊富に幅広い構成で揃え、シンプルなレイアウトと広い通路をとることにより、商品を見つけやすく分かりやすいよう配置しております。

また、医薬分業に対応した、よりお客様の利便性を考えた、調剤薬局併設型メガ・ドラッグストア（インストア型も含む）の店舗展開も積極的に行っております。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
株式会社横浜ファーマシー	青森県弘前市	819	医薬品、化粧品、 日用雑貨、一般食 品の販売	100	役員の兼任あり

(注)「主要な事業の内容」欄について、当社グループは単一セグメントであるため、連結子会社が行う主要な事業を記載しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

(2026年3月15日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
全社	2,750 (4,245)
合計	2,750 (4,245)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(8時間換算)を( )内に外数で記載しております。
- 2 当社グループは単一セグメントであり、特定のセグメントに区分できないため、全従業員数を全社として記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

当社は単一セグメントであり、特定のセグメントに区分できないため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

(2026年3月15日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,564 (4,003)	37.0	13.8	5,560,435

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(8時間換算)を( )内に外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は「U A ゼンセン カワチ薬品労働組合」と称し、2026年3月15日現在の組合員数は6,359名であり、U A ゼンセンに加盟しております。なお、労使関係については円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

また、子会社の労働組合は「U A ゼンセン スーパードラッグアサヒ労働組合」と称し、2026年3月15日現在の組合員数は495名であり、U A ゼンセンに加盟しております。なお、労使関係については円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
6.7	78.5	62.7	67.1	93.4

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株式会社横浜ファーマシー	22.7	0.0	71.6	74.3	115.0

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、『ドラッグストア世界一へ向けて、日々革新し、向上しつづける経営をめざす。』及び『お客様が健康で豊かな暮らしを実現するため、卓越したノウハウを生かした「普段の生活の拠点」を提供し、もって社会に貢献する。』であります。

それらを実現すべく、当社ではメガ・ドラッグストアを展開しております。通常ドラッグストアは、売場面積90坪以上と定義されておりますが、当社ではそれより大きな規模のドラッグストア(400坪以上)をメガ・ドラッグストアと定義しております。

その特長は、主要生活道路沿いに位置し、健康に欠かせない、そして日常生活に欠かせない商品を豊富に取り揃え、低価格で提供し、且つ短時間でショッピングができるという利便性の高い生活密着型ストアであります。

その基本コンセプトといたしましては、「Pharmacy・more(ファーマシー・モア)」つまり「医薬品にとどまらない、多種多様な商品を提供することによりお客様の健康で快適な生活を実現する」ことであります。その実現に向け、今後も顧客第一主義の下、お客様の健康維持・増進、及び健康寿命延伸に向けた取組とともに、専門性と利便性を融合させた独自の業態であるメガ・ドラッグストアを基本とした店舗展開を図ってまいります。

また、企業の社会的責任を果たしつつ、お客様をはじめ、株主、取引先、社員等の各ステークホルダーから支持される会社として成長し続けるよう尽力してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

次期中期経営計画につきましては、昨今の中東情勢等の影響を鑑み、現在精査を行っております。内容は確定次第、速やかに開示いたします。

#### (3) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

中長期的にドラッグストア業界は、各社の出店競争に加え、他業種からの参入による競争の激化等、今後も厳しい環境が続くものと予想されます。これに伴い、各社とも生き残りをかけた提携、合併等の動きが活発になるものと思われれます。

このような中、当社グループといたしましては、地域に欠かせない存在としてのインフラ機能を備えながら、一店舗一店舗が他社との明確な差別化を図り、地域に根付いた強力な店舗となることが重要であると考えております。そのため、専門性と利便性を融合させた独自業態のメガ・ドラッグストアづくりを推進していく方針であります。また、この独自業態のドラッグストアに高齢化社会に対応した調剤薬局の併設を積極的に推し進め、美と健康の専門性を高めた、生活者医療の担い手となる「最も身近なヘルスケアセンター」を実現していく方針であります。

以上を基本方針とし、中期的には、市場占拠率の向上を目的に、基幹店舗であるヘルスケアセンター(調剤を併設したメガ・ドラッグストア)と地域補完性を考慮したサテライトタイプ店舗(小商圈対応型ドラッグストア)を重点的に出店してまいります。また、IT活用による全体効率化が喫緊の課題であると考えており、速やかな導入と改善に努めてまいる所存であります。さらに、店舗出店が進む中、店長となるべき人材や各種専門家の育成が重要であると考えており、次代を担う人材の育成を図るべく教育カリキュラムの改善・実践に努めてまいる所存であります。今後、当業界においてさらなる競争激化が予想されるため、異業種も含めた戦略的な提携等を視野に、柔軟な対応と検討を行ってまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### サステナビリティの基本方針

当社グループは、『お客様の健康で快適な暮らしを実現するため、卓越したノウハウを生かした「普段の生活における買物の拠点」を提供し、もって社会に貢献する。』という理念の下、環境に配慮した地域社会に貢献する店舗づくりを通じ、ステークホルダーの方々と共に豊かさと持続可能な社会実現に向けた取組を推進してまいります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、2023年3月にマテリアリティの特定及びその課題解決に向けて推進し、企業価値向上を図ることを目的に、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置しております。

サステナビリティ委員会では、気候変動問題をはじめとしたサステナビリティに関する基本方針の策定や各種取組の計画及び進捗管理を行っております。また、サステナビリティ委員会で執行又は決議された事項は、取締役会に対して報告又は提案され、取締役会にて報告された取組状況の監督を行うほか、提案については決議する体制を整備しております。

### (2) 戦略

#### 気候変動・環境問題への取組

当社グループは持続的かつ安定的な成長を可能とする上で、気候変動に係るリスク及び機会が当社グループに与える影響について、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに準じた分析を実施し、その影響を経営戦略や中長期計画に組み入れる等を行っております。

気候変動に伴うリスク及び機会は、GHG（温室効果ガス）排出に関する規制等の低炭素社会への「移行」に起因するものと、気象災害の激甚化等の気候変動による「物理的」変化に起因するものが考えられます。

当社グループは、これらのリスクや機会に関して、事業戦略への影響を次のとおり整理しております。

なお、具体的なCO<sub>2</sub>削減の取組としては「(4) 指標及び目標」に記載しております。

分類		リスク	機会	影響度	時間軸
移行リスク	炭素価格の導入 GHG（温室効果ガス） 排出規制強化	店舗運営コストの増加	・省エネ設備導入等による 電力消費コストの抑制	大	長
	フロン規制強化	規制強化による代替フロン への課税	・高効率空調機への更新	大	中
	電力価格の上昇	エネルギーコストの増加	・自家消費型太陽光発電の導入 ・低炭素エネルギーの活用	大	中
	消費者志向の変化	需給バランスの変化に伴う 調達コストの増加	・メガ・ドラッグストアとしての 幅広い提案と需要の取込み	大	長
物理的 リスク	気象災害の激甚化	店舗休業等による売上の減少 店舗修繕コストの増加	・地域インフラとしての機能 ・強靱性の高い店舗建築	中	短
	平均気温上昇	電気使用量の増加に伴う エネルギーコストの増加	・省エネ設備導入等による 電気使用量の抑制	大	長

#### 人材育成及び社内環境整備方針

当社グループは「人は会社の大切な財産＝人財である」という理念の下、優秀な社員の育成と定着を目的に長期就労のできる環境づくりに努めております。また、持続的成長を図る上で、国籍、性別、年齢、心身の障害の有無等によらず、能力と成果に基づく人選を行うことを基本方針としております。

具体的には、この方針に基づく実施状況として、次世代育成支援に基づく行動計画を策定し、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を2008年から2021年までに5度受ける等、働きやすい環境づくりを推進しております。

また、多様性の確保を目的とした環境づくりを推進するため、環境醸成のための教育として、男女ともに各種専門分野毎の教育に加え、キャリアアップセミナーや管理職育成研修等の各種研修会を実施し、人材の活躍促進に向けた取組を行う他、女性管理職の増加に向け、その母集団形成として、係長級以上の役職者を2025年度末までに2020年度比2倍以上を目標とする等、取組を行いました。

中長期的に欠かせない経験や専門性を有する中途採用者については、社内基準に基づき管理職での採用や登用を積極的に実施しており、必要な部署への登用を行っております。一方、外国人の登用につきましては、事業拠点が国内に限られていること等から、現時点で外国人の管理職登用はありませんが、採用は国籍等を問わず実施しております。高齢者雇用につきましても、経験・技能活用の観点から再雇用制度を導入しており、多様性の確保を目的とした環境づくりに努めております。

### (3) リスク管理

当社グループの全社的な事業へのリスク及び管理の内容については、後記「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

サステナビリティ関連のリスクと機会及びKGI、KPIの設定、また、課題及び改善策について、サステナビリティ委員会で検討・議論を行い、その適正性や進捗の確認を行っております。また、サステナビリティ委員会において検討・議論された内容は、取締役会に報告され、取締役会において取組状況の監督を行っております。

### (4) 指標及び目標

当社グループは、CO<sub>2</sub>削減目標達成のため、太陽光発電の導入、店内照明にLEDの導入、空調機器を高効率タイプへの改修、マイバッグ運動、リサイクルボックスの設置、「てまえどり」啓発による食品ロス削減活動の推進等、環境に配慮した取組の他、災害時における被災者支援を目的に防災協定の締結を順次進めております。

また、当社グループでは、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。

なお、人的資本に関する取組の指標及び目標について、現時点ではグループ共通の記載が困難なため、提出会社及び連結子会社の内容をそれぞれ記載しております。

#### 気候変動・環境に関する取組

指標	目標	実績(当連結会計年度)
CO <sub>2</sub> 削減目標(注)	2030年度末までに2013年度比で50.0%削減	58.1%

(注) 1店舗当たりのCO<sub>2</sub>排出量削減率

指標	~2024年3月	2025年3月	2026年3月	2027年3月
	実績	実績	実績	計画
太陽光発電設備導入店舗数	7	40	34	20
累計	24	64	98	118

#### 人的資本に関する取組

##### 提出会社

指標	目標	実績(当連結会計年度)
係長級以上の女性役職者の人数 (注)1	2026年3月31日までに係長級以上の女性役職者の人数を2.0倍以上(2020年度比)とする(注)1	1.67倍 (注)2

##### 連結子会社

指標	目標	実績(当連結会計年度)
課長補佐級に占める女性の割合 (注)1	2026年3月31日までに課長補佐級に占める女性の割合を30.0%以上とする(注)1	27.5% (注)2

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」(令和4年7月8日改正)に基づき、2021年に策定した行動計画(5ヶ年計画)における指標、ならびに目標値であります。

2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」(令和4年7月8日改正)に基づき算出した実績であります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

ただし、文中の将来に関する記載は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありませんので、ご注意ください。

#### (1) 法的規制について

##### 出店に関する規制について

当社グループは、1,000㎡超の店舗の新規出店及び既存店の増床等について、「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という）により、規制を受けております。

すなわち、「大店立地法」において、売場面積1,000㎡超の新規出店及び既存店の増床等について、都道府県知事（政令指定都市においては市長）に届出が義務付けられており、騒音、交通渋滞及びゴミ処理等地域の生活環境への配慮が審査事項になります。当社グループでは、今後の出店政策として、1,000㎡超の新規出店を積極的に行っていく方針であります。そのうえで、地域住民や自治体との調整を図りながら「大店立地法」を遵守していきませんが、上記審査の進捗状況によっては、新規出店及び既存店の増床等の変更、遅延により出店地域によってはその影響が及ぶ可能性があります。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）等による規制について

当社グループは「医薬品医療機器等法」上の医薬品等を販売するにあたり、各都道府県知事もしくは保健所の許可・申請・免許・登録及び届出を必要としており、薬局開設許可、店舗販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可等の許可を受けて営業しております。また、食品の一部、たばこ、酒類等の販売については食品衛生法、介護保険法上の事業所運営については介護保険法等、それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 医薬品の販売規制緩和について

2014年6月12日より施行された「薬事法の一部を改正する法律」により一般用医薬品のネット販売が事実上解禁となりました。その他、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供等の規制緩和も検討されております。今後医薬品の販売規制がさらに緩和され異業種の参入及びネット販売業者との競争が更に激化した場合には、当社グループの店舗の営業等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 資格者の確保について

「医薬品医療機器等法」上、医薬品の販売は薬剤師または登録販売者が行わなければならないこととされております。そのため店舗数の拡大及び調剤薬局の併設増に伴い、これら資格者（調剤薬局では薬剤師）が確保できない場合は、店舗の営業時間や出店計画に影響を及ぼす可能性があります。また、介護保険法上の事業所運営には各事業における人員基準が定められており、その要件を満たせない場合、事業所の運営や出店計画に影響を及ぼす可能性があります。そのため当社グループは資格者の積極的な採用活動を繰り広げるとともに、登録販売者の社内育成に努めております。

#### (3) 調剤過誤の防止について

当社グループは、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等に則り調剤業務に係る指針・手順書やガイドライン等を各店に設置し、適切な業務の実施と薬剤師の資質向上を図る一方、調剤業務における支援体制を構築すると共に鑑査システムの活用を図ることにより、調剤過誤の防止に努めております。また、万一に備え、調剤薬局全店舗において「薬剤師賠償責任保険」に加入しております。しかし、万が一、調剤過誤が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 調剤報酬改定及び薬価改定について

調剤売上は、調剤技術料・薬学管理料及び薬剤料からなり、調剤報酬及び薬価は厚生労働省により定められております。また、調剤報酬及び薬価は、国民医療費を抑制するため、段階的に改定されております。調剤技術料に係る算定及び薬学管理料算定への取組を強化することでリスク軽減を図っておりますが今後、調剤報酬改定及び薬価改定が行われ、点数等が変更になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

( 5 ) 個人情報保護について

当社グループは、個人情報保護法に定められている個人情報取扱事業者として、顧客や患者様等の個人情報を適法に取り扱う義務を負っております。その取り扱いについては、個人情報保護体制の構築と対策を講じております。また、社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー）に関する特定個人情報についても、十分な管理体制の構築と対策を講じてまいりますが、万が一、これらが流出した場合には、程度・内容によっては個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務となる以上、損害賠償や社会的信用を失う等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

( 6 ) 固定資産の減損処理について

当社グループは、保有している固定資産の価値が将来大幅に下落した場合並びに店舗の収益性が低下した場合、減損会計の適用により固定資産の減損処理が必要になる場合があります。その場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

( 7 ) 自然災害等について

当社グループは、緊急時対応マニュアル等を定期的に整備し、従業員への教育を行っております。また、ハザードマップに基づき、地域の基幹店に、被害を最小限に抑え早期復旧を目的とした備品等を備え、対策を講じております。しかしながら、当社グループの展開地域において、地震や台風等の自然災害や予期せぬ大規模な事故が発生し、店舗設備における損害や停電等の影響により営業が中断した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

( 8 ) 感染症の影響について

当社グループの各店舗におきましては、お客様並びに従業員の安全を優先とした感染防止対策（マスクの着用、アルコール消毒液の設置、飛沫防止カーテン等）を講じることで、安心・安全なサービスの提供を実施しております。しかしながら、新たな感染症等によって営業に制限がかかる事態が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の概要

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資や雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調となったものの、地政学リスクや為替変動の影響等により、先行き不透明なまま推移いたしました。

個人消費につきましては、雇用・所得環境の改善等を背景に持ち直しの動きは見られたものの、物価上昇基調は続いており、生活防衛としての節約志向は一段と高まりを見せる一方、健康や美容等のQOL向上に関する消費については堅調に推移いたしました。

当社グループが属するドラッグストア業界におきましては、競合各社の出店増に加え、各種商材の値上げによる買い控え等に対し、小売各社による需要喚起策が図られる等、業態の垣根を超えた戦いは一層激しさを増しており、厳しい環境が続いております。

このような中、当社グループにおきましては、専門性強化策として予防医療の観点から健康食品等の商品拡充を図ったことに加え、相次ぐ値上げに対し販売価格の見直しや65周年キャンペーンを始めとした各種キャンペーンを実施する等、販売促進に注力した他、在庫の適正化に努めてまいりました。

新規出店につきましては、既存地区である、関東地方に4店舗、東北地方に2店舗、計6店舗を出店し、調剤薬局を関東地方に3件、東北地方に1件、計4件併設いたしました。

これにより当社グループの店舗数は、計386店舗（内、調剤併設160店舗）となりました。

以上のことから、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### a. 財政状態

当連結会計年度末の資産の部は、前連結会計年度と比して13百万円増加し、1,996億14百万円となりました。

当連結会計年度末の負債の部は、前連結会計年度と比して15億4百万円減少し、836億86百万円となりました。これは主に退職給付に係る負債及び資産除去債務が減少したことによるものであります。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度と比して15億17百万円増加し、1,159億28百万円となりました。これは主に利益剰余金が増加したことによるものであります。

自己資本比率は、58.0%（前期比0.7ポイント増）となりました。

#### b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,844億92百万円（前期比1.2%減）、営業利益は67億79百万円（前期比9.1%減）、経常利益は78億97百万円（前期比5.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失を計上したことにより、32億円（前期比34.5%減）となりました。

これにより自己資本当期純利益率は2.8%（前期比1.5ポイント減）となりました。

なお、当社グループは、医薬品、化粧品、雑貨及び一般食品等の販売をする小売業を営んでおり、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、381億12百万円（前連結会計年度末比14億38百万円増）となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、88億65百万円（前期比13億83百万円増）となりました。これは主に法人税等の支払いが18億53百万円（同5億13百万円支出減）あったものの、税金等調整前当期純利益が55億72百万円（同12億55百万円減）、減価償却費が44億72百万円（同21百万円減）あったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、51億56百万円（同6億41百万円支出増）となりました。これは主に、新規出店に係る有形固定資産の取得に42億9百万円（同1億30百万円支出増）を支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、22億70百万円(同3億54百万円支出増)となりました。これは主に配当金の支払額が17億85百万円(同0百万円支出減)あったことによるものであります。

(2) 仕入及び販売の実績

当社グループは、単一セグメントであるため、下記は当該セグメントにおける品目別の仕入実績及び販売実績を記載しております。

仕入実績

区分	金額(百万円)	前期比(%)
医薬品	33,543	99.7
化粧品	16,858	105.3
雑貨	60,689	97.5
一般食品	108,659	99.7
合計	219,749	99.5

(注) 複数の事業を有しておりませんので主要品目別区分により記載しております。

販売実績

(a) 地区別売上高

所在地	金額(百万円)	前期比(%)
東北地方	90,389	98.8
関東地方	175,332	99.0
甲信越・東海地方	17,834	98.0
合計	283,555	98.8

(注) 上記金額には、不動産賃貸収入は含まれておりません。

(b) 商品別売上高

区分	金額(百万円)	前期比(%)
医薬品	51,418	98.5
化粧品	23,279	100.3
雑貨	77,413	97.5
一般食品	131,444	99.5
合計	283,555	98.8

(注) 1 複数の事業を有しておりませんので主要品目別区分により記載しており、上記金額には不動産賃貸収入は含まれておりません。

- 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合  
当社グループは一部掛売りによる販売も行ってありますが、一般消費者に対する店頭販売がほとんどであります。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績等の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要」に記載のとおりであります。

そのような状況の下、売上高は2,844億92百万円(前期比1.2%減)、営業利益は67億79百万円(前期比9.1%減)、経常利益は78億97百万円(前期比5.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は32億円(前期比34.5%減)となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは主に営業活動によって得られた資金により、また必要に応じて、経済動向、金融市況を踏まえた調達手段によって得られた資金により、新規出店や既存店舗の改装に係る設備投資及びシステム投資をおこなっております。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループといたしましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、経営基盤強化のため、主にドミナントエリアにおける出店を強化するとともに、生産性向上のため、店舗オペレーション効率化のためのシステム強化策の推進や物流体制の見直しを含めた在庫の適正化等に努めてまいります。また、競争激化に対する差別化策とし店舗への調剤薬局の併設を進める一方、健康意識の高まりに対応するべく品揃えの強化に加え、ヘルス&ビューティーケア強化策として、美容及び予防を含めた健康の維持・増進、健康寿命延伸に向け、資格者による相談機能の強化を図ることにより、専門性強化策を推進してまいります。さらに、消費環境に対応するべく「安心・安全」に配慮された商品を、安心価格で提供することに注力し、地域に密着した店舗づくりを一層進め、地域の生活者における生活の質及び満足度向上に尽力してまいります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は4,516百万円であります。その主なものは、新規出店6店舗によるものであります。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

##### (1) 提出会社

事業所名	建物及び構築物 (百万円)	土地		その他の資産 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)	
		面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
店舗	東北地方	10,291	[41,152] (621,418) 787,004	11,067	3,848	25,207	687
	関東地方	21,801	[114,582] (1,373,821) 1,861,568	32,933	8,932	63,668	1,583
	甲信越・東海地方	2,172	[18,298] (175,212) 200,527	1,140	541	3,854	150
	店舗小計	34,265	[174,032] (2,170,452) 2,849,101	45,142	13,322	92,730	2,420
その他	本社	759	(11) 18,254	518	475	1,753	143
	倉庫	0	(-) 184	4	2	6	-
	社員寮	13	(-) -	-	0	13	-
	開発物件	-	(-) 1,072	83	11	94	-
	その他	425	[42,715] (35,108) 66,889	1,470	399	2,294	1
	その他小計	1,198	[42,715] (35,120) 86,400	2,075	888	4,162	144
合 計	35,463	[216,748] (2,205,573) 2,935,501	47,218	14,210	96,893	2,564	

(注) 1 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。

2 事業所名の「その他」の「その他」には、賃貸土地、遊休地、太陽光発電設備が含まれております。

3 土地面積のうち( )内の数字は賃借中のものを内数で表示しております。

4 土地面積のうち[ ]内の数字は賃貸中のものを内数で表示しております。

5 「その他の資産」は機械及び装置、工具、器具及び備品、車両運搬具、借地権、長期前払費用、敷金及び保証金であります。

6 従業員数には、臨時雇用人員は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)		建物及び 構築物 (百万円)	土地		その他の資産 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)			
株式会社横浜ファーマシー	店舗	東北地方	982	[10,467] (51,646) 120,531	2,499	411	3,893	151
	その他	本社その他	39	(-) 1,305	20	26	86	35
	合計		1,022	[10,467] (51,646) 121,836	2,519	438	3,979	186

- (注) 1 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。  
2 土地面積のうち( )内の数字は賃借中のものを内数で表示しております。  
3 土地面積のうち[ ]内の数字は賃貸中のものを内数で表示しております。  
4 「その他の資産」は車両運搬具及び工具、器具及び備品、借地権、長期前払費用、敷金及び保証金であります。  
5 従業員数には、臨時雇用人員は含まれておりません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2026年3月15日現在における設備計画の主なものは次のとおりであります。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

所在地	店舗数	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手・着手 予定年月	完了予定年月	増加予定面積 (㎡)
			総額	既支払額				
東北地方	1	店舗新設	532	2	自己資金及び 借入金	2026年4月	2026年11月	1,829
関東地方	2	店舗新設	632	27	自己資金及び 借入金	2025年11月	2026年11月	2,569
合計	3	-	1,164	30				4,399

- (注) 1 投資予定額は、土地、借地権、建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、敷金及び保証金、長期前払費用等であります。  
2 着手・着手予定年月は、造成工事がある場合は造成着工予定年月、造成工事がない場合は建設着工予定年月、建物が賃借の場合は建物引渡予定年月としております。なお、所在地に複数の店舗があるため、着手・着手予定年月については、当該店舗のうち着手年月が最も早い店舗のものを、完了予定年月については、最も遅い店舗のものを記載しております。  
3 増加予定面積は、建築面積を示しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,000,000
計	52,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月15日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	24,583,420	24,583,420	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
計	24,583,420	24,583,420	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年5月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名
新株予約権の数	76個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,600株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	2018年6月1日～ 2048年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,846円(注)2 資本組入額 923円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月15日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格(1株当たり1,845円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算している。
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
(3)新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとする。

- 4 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。  
(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。  
(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8)新株予約権の取得条項  
下記（注）6に準じて決定する。
  - (9)その他の新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行なわないものとする。
- 7 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された1株当たりの新株予約権の公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名
新株予約権の数	176個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,600株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	2021年4月10日～ 2051年4月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,176円(注)2 資本組入額1,088円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月15日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。
- ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格(1株当たり2,175円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算している。
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
(3)新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとする。
- (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。  
(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。  
(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) その他の新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- 6 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された1株当たりの新株予約権の公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2006年3月16日～ 2007年3月15日	13,600	24,583,420	21	13,001	21	14,882

(注) 最近5事業年度において、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がないため、直近の増減を記載しております。

(5) 【所有者別状況】

(2026年3月15日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	18	210	114	94	46,335	46,785	-
所有株式数(単元)	-	23,860	1,203	30,594	22,714	153	167,185	245,709	12,520
所有株式数の割合(%)	-	9.71	0.49	12.45	9.25	0.06	68.04	100.00	-

(注) 自己株式2,249,173株は「個人その他」に22,491単元、「単元未満株式の状況」に73株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2026年3月15日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人河内奨学財団	栃木県小山市卒島1293番地	2,600	11.64
河内 伸二	栃木県栃木市	2,438	10.92
河内 一真	東京都港区	2,287	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	1,571	7.04
河内 博子	栃木県栃木市	1,330	5.96
河内 タカ	栃木県栃木市	708	3.17
カワチ薬品従業員持株会	栃木県小山市卒島1293番地	326	1.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	300	1.35
PERSHING - DIV.OF DL J SECS.CORP. (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A. (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	283	1.27
JAPAN ABSOLUTE VALUE FUND (常任代理人立花証券株式会社)	MOURANT GOVERNANCE SERVICES(CAYMAN) LIMITED P.O BOX 1348 94 SOLARIS AVENUE CAMANA BAY GRAND CAYMAN KY1-1108 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号)	247	1.11
計	-	12,094	54.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2026年3月15日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,249,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,321,800	223,218	-
単元未満株式	普通株式 12,520		-
発行済株式総数	24,583,420	-	-
総株主の議決権	-	223,218	-

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には当社所有の自己株式73株が含まれております。

【自己株式等】

(2026年3月15日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字 卒島1293番地	2,249,100	-	2,249,100	9.15
計	-	2,249,100	-	2,249,100	9.15

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,249,173	-	2,249,173	-

## 3【配当政策】

当社は株主への利益還元を最重要経営課題として位置づけるとともに、将来の事業展開を勘案し、経営基盤の充実・強化による安定した成長を確保するために必要な内部留保を図りながら、累進配当を継続して行うことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、2026年6月11日開催予定の第59回定時株主総会において、1株につき80円の普通配当に創業65周年記念配当20円を加え、合計100円とすることを決議する予定であります。

また、当社はこれまで株主総会の決議による年1回の期末配当を基本方針としておりましたが、中長期的な株式価値向上と株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、2026年4月28日発表の「中間配当の実施及び配当予想に関するお知らせ」のとおり、2027年3月期より中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたしました。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年9月15日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装及びシステム投資等の資金として充当する方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2026年6月11日 定時株主総会決議 (予定)	2,233	100

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的且つ安定的な成長と、中長期的な企業価値の向上及び株主利益の実現を図り、経済の発展と繁栄に貢献するため、経営理念に基づいた経営戦略とそれに対する適切な監督を実施するとともに、株主をはじめとするステークホルダーにとって公正性及び透明性が確保された企業統治システムを構築することを目的とし、次の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

イ．株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

ロ．株主をはじめ、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーの権利等を尊重し、適切に協働する。

ハ．会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

ニ．取締役会は、株主に対する責任を踏まえ、経営戦略等の方針を示しつつ、独立した客観的な立場から、適切な意思決定・業務執行における監督機能の実効性を確保する。

ホ．株主との建設的な対話を通じ、持続的な企業価値の向上に資するよう努める。

#### 企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、取締役4名（本報告書提出日現在）で構成しており、原則月1回の取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、企業価値を高めるべく経営課題について検討し、各取締役の意思決定に基づき経営判断を行っております。取締役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は代表取締役社長の河内伸二であります。

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役3名を含む監査役4名で監査役会を構成しております。各監査役は、監査役会が定めた監査計画及び監査業務の分担に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握し、必要に応じ意見を述べ、取締役、使用人等との意思疎通を図り情報収集に努める他、その職務の執行状況、会社の業務及び財産の状況を監視・監査しております。監査役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は常勤監査役の田村好夫であります。

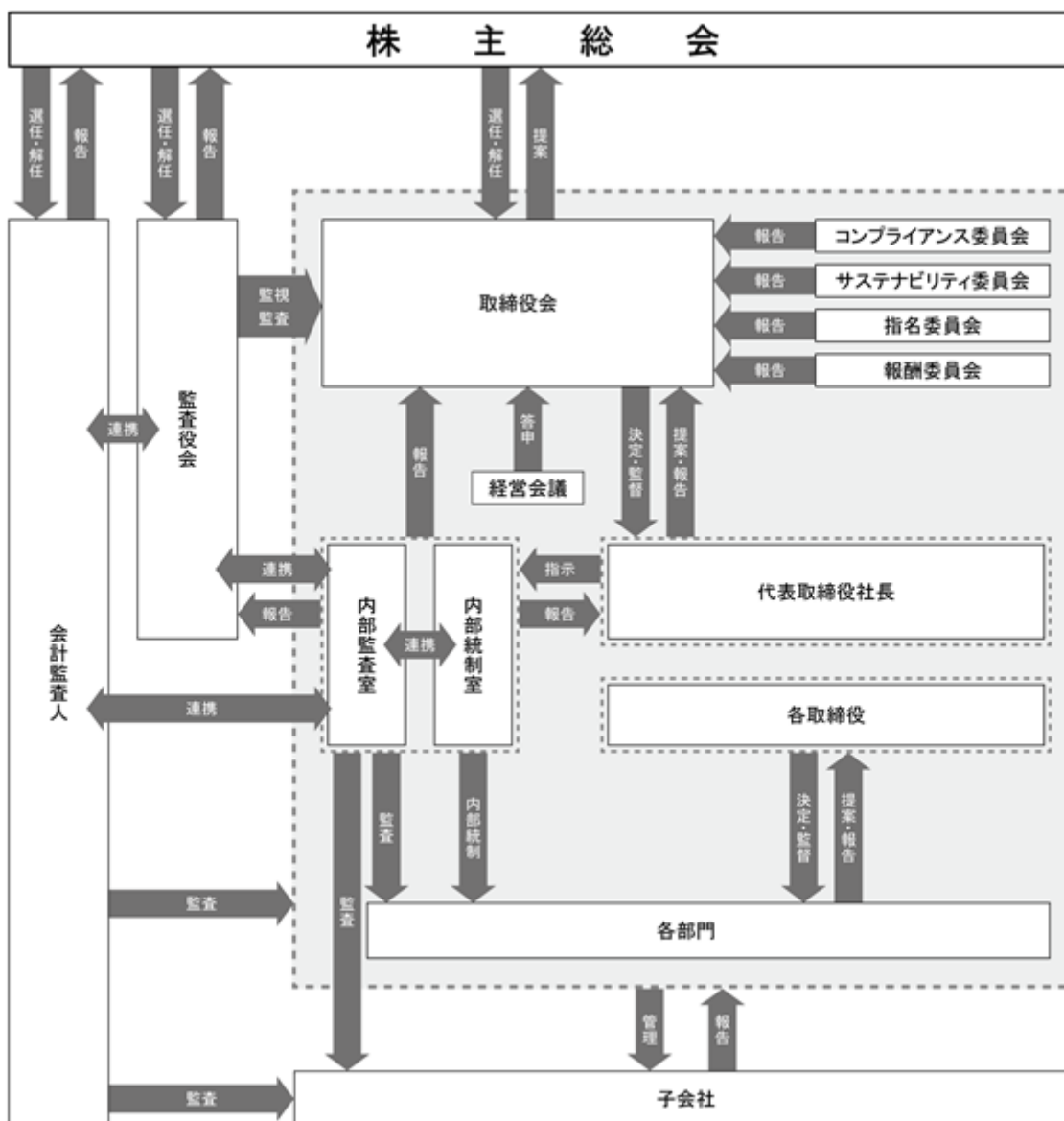
当社は、取締役を中心とした経営会議を原則月1回開催し、経営課題について討議及び業務執行に関する重要事項の審議・決定しております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。独立社外取締役が委員長を務める各委員会において審議することにより、取締役等の選解任や報酬の透明性・客観性を確保しております。指名委員会及び報酬委員会の構成員は、渡辺林治（社外取締役・委員長）、江藤美帆（社外取締役）、河内伸二であります。また、2023年3月にマテリアリティの特定及びその課題解決に向けて推進し、企業価値向上を図ることを目的に、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置しております。

内部統制システムの構築・運用の取組の状況については、内部統制部門、内部監査部門及び会計監査人との情報交換を図り監視・検証しております。

これらにより、現状の企業統治体制は適正であると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



#### イ. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

会社における地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	河内 伸二	13回 / 13回
取締役	大久保 勝之	13回 / 13回
社外取締役	渡辺 林治	13回 / 13回
社外取締役	江藤 美帆	12回 / 13回
常勤監査役	田村 好夫	13回 / 13回
社外監査役	澤田 雄二	12回 / 13回
社外監査役	岡安 俊幸	13回 / 13回
社外監査役	大谷 剛	13回 / 13回

取締役会における具体的な検討内容は、法令、当社定款及び取締役会規程に基づき、経営方針・経営戦略、人事異動・組織変更、事業計画進捗、出退店、内部監査、その他重要な事項の審議・決議及び職務執行状況の監督等をしております。

#### ロ. 指名委員会の活動状況

指名委員会は、必要に応じて随時開催しております。当事業年度において当社は指名委員会を2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

会社における地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	河内 伸二	2回 / 2回
取締役	大久保 勝之	2回 / 2回
社外取締役	渡辺 林治	2回 / 2回
社外取締役	江藤 美帆	2回 / 2回

指名委員会における具体的な検討内容は、定時株主総会に提出する取締役選任議案の原案決定、サクセッションプラン等に関する事項の審議等であります。

#### 八. 報酬委員会の活動状況

報酬委員会は、必要に応じて随時開催しております。当事業年度において当社は報酬委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

会社における地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	河内 伸二	5回 / 5回
取締役	大久保 勝之	4回 / 4回
社外取締役	渡辺 林治	5回 / 5回
社外取締役	江藤 美帆	5回 / 5回

取締役大久保勝之は当事業年度中に報酬委員会の委員を退任したため、就任中の出席状況を記載しております。

報酬委員会における具体的な検討内容は、役員報酬案等に関する事項の審議等であります。

#### 二. サステナビリティ委員会の活動状況

サステナビリティ委員会は、必要に応じて随時開催しております。当事業年度において当社はサステナビリティ委員会を1回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

会社における地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	河内 伸二	1回 / 1回
取締役	大久保 勝之	1回 / 1回
社外取締役	渡辺 林治	1回 / 1回

上記構成員の他、取締役会にて任命された各部門の責任者等が出席しております。

サステナビリティ委員会における具体的な検討内容は、サステナビリティに関するマテリアリティの特定や各種取組の計画及び進捗管理であります。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ. 内部統制システムの整備の状況

- (a) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ( ) 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、取締役は公正で高い倫理観に基づき行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
  - ( ) 取締役会は取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を監督する。
  - ( ) 取締役、内部監査人、外部弁護士を委員とし、監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況を監督する。

- ( ) 社内から独立された弁護士を通報先とする公益通報制度に基づき、通報者の保護を徹底する。
- (b) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ( ) 企業集団としての経営効率化を図るため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営・業務を監視・監督する。
- ( ) 当社及び子会社において、原則月1回の取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ( ) 当社の役員が子会社の取締役として子会社の取締役会に出席し、職務の執行状況を監督する。なお、子会社の取締役会の議事は、関係会社管理規程に基づき、当社に報告される。
- ( ) 当社及び子会社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を監視・監査する。
- ( ) 当社の内部監査部門は当社及び子会社の業務監査を実施する。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令並びに文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。
- (d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ( ) コンプライアンス及び内部統制に関する体制の整備状況、監査結果やリスク情報等の報告を受け、リスク管理体制の整備を監督する。
- ( ) 不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応マニュアル」に基づき、迅速且つ適切な対応に努め、損害を最小限に抑える。
- (e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会では決議すべき事項を定める他、経営会議等の各種会議体に権限を委譲し、審議・決定を実施すること等により、意思決定の迅速化を図るとともに、効果的且つ効率的な運営となるよう、その執行状況を監督する。
- (f) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ( ) 従業員に対して企業理念や行動規範を記載した行動準則や行動指針を配布し、その周知を図る。
- ( ) 組織規程、業務分掌規程等により、各部署及び役職者の職務の範囲や権限を定め、適切な職務執行を図る。
- ( ) 内部監査部門が内部監査規程に基づき、各部署の業務執行状況を監査する。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じ、適宜職務を補助するスタッフを選任し従事させる。
- (h) 監査役その職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助するスタッフは、取締役と監査役が協議し、監査役が選任する。またそのスタッフの人事考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- (i) 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助するスタッフが、他部署を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。
- (j) 監査役への報告に関する体制
- ( ) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告しなければならない。
- ( ) 監査役は、取締役会その他コンプライアンス委員会等重要な会議に出席、並びにヒアリング及び往査にて取締役及び従業員から報告を得る。
- ( ) 会議に出席しない監査役は、出席した監査役、取締役もしくは従業員から報告を受ける。
- ( ) 子会社の監査役は当社の監査役との定期的な意見交換会に出席し、子会社の取締役会等重要な会議や監査結果から得られた情報を当社の監査役に報告する。
- ( ) 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果等を監査役に報告する。
- (k) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は、監査役へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (l) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (m)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ( ) 代表取締役と監査役は、定期的な会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
  - ( ) 監査役会は、内部監査部門と定期的に情報交換をし、また、会計監査人とは適宜情報交換を行い、効率的な監査に努める。
- (n)反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携を図り、利益供与は絶対に行わない。
- (o)財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の適正性を確保するために内部統制部門を設置し、内部監査部門と協調しながら内部統制システムの構築・運用の推進を図る。

#### ロ．取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

#### ハ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

#### ニ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結できる旨も定めております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### ホ．責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### ヘ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、会計監査人、会計参与及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合は填補の対象としないこととしております。

#### ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### チ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

##### (a) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

##### (b) 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月15日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	河内 伸二	1957年3月31日生	1983年5月 当社入社 1991年5月 取締役 1993年10月 取締役人材開発部長 1999年6月 専務取締役 2000年3月 専務取締役経営企画室長 2002年6月 代表取締役社長(現任)	(注)4	2,438
取締役 (開発担当)	大久保 勝之	1964年9月4日生	1983年4月 当社入社 2005年4月 商品部次長 2011年4月 店舗運営部次長 2012年9月 店舗運営部長 2013年3月 執行役員店舗運営部長 2015年6月 取締役営業統括部長 2019年4月 取締役店舗開発部長 2022年1月 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役社長(現任) 2026年5月 取締役開発担当(現任)	(注)4	5
取締役	渡辺 林治	1966年11月18日生	1990年4月 株式会社野村総合研究所入社 1999年11月 シュローダー投信投資顧問株式会社 (現シュローダー・インベストメント・ マネジメント株式会社)入社 2009年3月 リンジーアドバイス株式会社 代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役	江藤 美帆	1972年7月24日生	1995年5月 Microsoft Corp.入社 2015年10月 株式会社オプトインキュベート スナップマート事業責任者 2016年8月 スナップマート株式会社代表取締役 2019年4月 株式会社栃木サッカークラブ取締役 マーケティング戦略部長 2022年5月 株式会社南葛SCマーケティング 部長 2022年6月 当社取締役(現任) 2022年12月 株式会社マイナビ社外取締役(現 任) 2026年1月 株式会社南葛SC経営企画室室長 (現任) 2026年2月 株式会社コアゾーン代表取締役(現 任)	(注)4	-
常勤監査役	田村 好夫	1956年10月18日生	1975年3月 当社入社 2002年3月 当社栃木地区ブロック長 2006年4月 当社栃木地区長 2011年2月 当社退社 2013年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	3
監査役	澤田 雄二	1968年2月3日生	1996年4月 弁護士登録 2009年1月 宇都宮中央法律事務所所長(現任) 2015年6月 当社監査役(現任) 2020年4月 栃木県弁護士会会長	(注)5	1
監査役	岡安 俊幸	1976年12月1日生	2006年5月 税理士登録 2006年7月 岡安俊幸税理士事務所所長(現任) 2017年5月 株式会社横浜ファーマシー監査役(現 任) 2024年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	大谷 剛	1955年7月30日生	1980年4月 山之内製薬株式会社 (現アステラス製薬株式会社)入社 1997年8月 同社シャクリー事業本部長代理 1997年8月 同社米国シャクリーコーポレーション (米国子会社)取締役 2001年8月 同社広報部IR担当次長 2003年6月 同社欧米部欧州事業担当部長 2005年10月 同社欧州統括会社(在英国)出向 内部監査部門長 2009年4月 同社監査部長 2013年6月 同社常勤監査役 2016年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会 社社外監査役 2017年2月 一般社団法人実践コーポレートガバナ ンス研究会理事 2023年2月 同法人代表理事(現任) 2024年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
計					2,448

(注) 1 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数(単元未満株を含む。)を記載してあります。

- 2 取締役渡辺林治及び江藤美帆は、社外取締役であります。
- 3 監査役澤田雄二、岡安俊幸及び大谷剛は、社外監査役であります。
- 4 2025年6月11日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 5 2024年6月12日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役渡辺林治氏は、博士(商学)を取得され、特に小売業の経営学に関する専門的知識を有することに加え、機関投資家として豊富な経験を有する、現役の経営者であります。このことから専門的且つ客観的立場からの経営の監督と株主視点による助言を適切にいただけるものと考えております。

社外取締役江藤美帆氏は、IT業界及びマーケティング業界における会社経営等の経験があり、事業立ち上げやITを活用した事業の収益化、業務効率化の経験と見識から、当社のIT活用、DX推進に専門的立場から助言を適切にいただけるものと考えております。

社外監査役澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所所長で弁護士としての専門的知識を有し、コンプライアンス・リスクマネジメント等の企業法務に精通しております。社外監査役として、専門的且つ客観的な立場から経営の監視・監査を適切に行っていたいただけるものと考えております。

社外監査役岡安俊幸氏は、岡安俊幸税理士事務所所長で税理士であり、税務及び会計に相当程度の知見を有しており、専門的且つ客観的な立場から経営の監視・監査を適切に行っていたいただけるものと考えております。

社外監査役大谷剛氏は、内部統制、ガバナンス分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。社外監査役として、当社のリスク管理、ガバナンス体制強化に専門的且つ客観的な立場から経営の監視・監査を適切に行っていたいただけるものと考えております。

なお、渡辺氏、江藤氏、澤田氏、岡安氏及び大谷氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任における独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にすることで、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の確保に努めております。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況については、「役員一覧」の所有株式数に記載してあるとおりであります。それ以外に、当社との間に人的関係・資本的關係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、内部監査部門による監査結果及び確認された問題点等について、適宜社外役員へ報告がなされております。報告された問題点等については、取締役会及び監査役会において審議され、再発防止に向けた取組がなされております。会計監査人との間においては、会計監査や期中レビューの報告等を通じ定期的に連携が図られております。

財務報告に係る内部統制の整備については、内部統制部門がこれを推進し、内部監査部門が全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしており、取締役会において内部統制に関する体制の整備状況、監査結果、リスク情報の報告を受け、リスク管理体制の整備を監督しております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

監査役監査は、社外監査役3名を含む4名にて監査役会で定めた監査業務の分担に基づき実施しており、それらの情報を共有するために原則月1回開催する監査役会において、監査の結果について報告・意見交換を図っております。また、監査役会は定期的に内部監査部門と情報交換を実施し情報を共有するとともに、内部統制部門からも適宜情報を得られる仕組みになっており、監査役会は必要に応じ助言を行っております。それらの結果は定期的に取締役会に報告しております。

また、監査役会は会計監査人と定期的又は必要に応じ情報交換する機会を設け、効率的な監査に努めております。

当事業年度における各監査役の出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	田村 好夫	14回/14回
監査役(社外)	澤田 雄二	13回/14回
監査役(社外)	岡安 俊幸	14回/14回
監査役(社外)	大谷 剛	14回/14回

監査役会における具体的な検討内容については、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会社業績及び業務執行状況、会計監査人監査の監査の方法及び結果の相当性等であります。

また、常勤監査役の活動として、重要会議への出席として取締役会への出席、コンプライアンス委員会への出席、稟議書等の重要書類の閲覧等による取締役の意思決定及び職務の執行状況の監査、会計監査人や内部監査部門との定期的な情報交換、代表取締役との会合、店舗監査・棚卸の立会い等を行っております。

なお、社外監査役の澤田雄二氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する専門知識と豊富な経験を有しております。

社外監査役の岡安俊幸氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の大谷剛氏は、内部統制、ガバナンス分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

#### 内部監査の状況

内部監査については、内部監査部門が担っており、会社業務の適切な運営及び財産の保全等を図るため内部監査計画書を作成し、内部監査人2名に加え必要に応じ社長が任命した監査担当者により監査しております。

また、内部監査部門は定期的に監査役会と情報交換を実施し情報を共有するとともに、会計監査人との間においても定期的又は必要に応じ情報交換する機会を設け、連携が図られております。

さらに、内部監査の実効性を確保するため、取締役会及び監査役会に対し、内部監査部門が直接報告を行う体制を整え運用しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

東陽監査法人

ロ．継続監査期間

2004年以降

ハ．業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 公認会計士 中里直記

指定社員業務執行社員 公認会計士 池田宏章

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は次のとおりであります。

公認会計士 6名、その他 6名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選定に際し、独立性及び専門性を有し、職務の遂行が適切に行われることを確保するための品質管理体制並びに当社の事業内容及びリスクを十分理解した監査実施体制が整備されていること、また監査報酬が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績等を総合的に評価し、会計監査人の選定について判断いたします。

また、監査役会は、会計監査人に会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した行為があったと判断した場合、適正な監査の実施及び独立性に疑義を生じさせる事項がある等、職務の執行に支障があると判断した場合には、解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以上を踏まえ、十分な監査手続きが行われていること、独立性及び専門性等の評価を総合的に勘案し、会計監査人の再任は妥当と判断いたしました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、監査の実施状況、監査報酬水準等について、書面での確認や必要に応じて会計監査人と面談して説明を求め、各評価項目を確認しております。その結果、東陽監査法人による会計監査は有効に機能しており、会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	39	-	37	-
連結子会社	8	-	8	-
計	47	-	45	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ．を除く)

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損なわない体系を保持することを前提として、監査日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか検討したうえで、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1997年6月13日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含まず、提出日現在の対象取締役数は4名）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内（提出日現在の対象監査役数は4名）との決議をいただいております。

また、2017年6月13日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内との決議をいただいております（提出日現在の対象取締役数は2名）。

取締役の報酬決定の方針として、会社の持続的成長への貢献度を考慮した単年度及び中期目標の達成状況により決定することとしております。報酬の構成としては、基本報酬と業績連動報酬（賞与及び中長期的インセンティブとしてのストックオプション）となります。

基本報酬は取締役ごとの役割・責務に基づき決定し、業績連動報酬については、開示された連結業績予想に対する達成率（業績目標達成率）を基本とし、取締役ごとの目標達成度及び貢献度に基づき支給額を決定しております。業績連動報酬の指標として業績目標達成率を採用する理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を総合的に判断することが重要であると考えているためであります。なお、支給割合の目安として、基本報酬を70%、業績連動報酬を30%としております。

当事業年度における業績連動報酬に係る主たる目標指標は、2025年4月24日に連結業績予想として開示いたしました連結売上高2,920億円、連結営業利益78億円、連結経常利益87億円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）49億円であります。その実績値は、連結売上高2,844億円、連結営業利益67億円、連結経常利益78億円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）32億円となりました。

取締役の報酬の具体的決定にあたっては、独立社外取締役2名及び社内取締役1名で構成され、かつ独立社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、業績や目標指標の達成及びガバナンスの実施状況等を検証の上、取締役報酬案を作成し、これを受けて取締役会は株主総会で承認された報酬限度額内で決定しております。なお社外取締役については、役割・責務の特性から固定報酬としております。

当事業年度におきましては、2026年4月16日に任意の報酬委員会を開催し、2026年3月期の業績連動報酬を審議した後、取締役会に上程し、2026年4月20日開催の取締役会において決議いたしました。

監査役の報酬については、分担した業務の難易度及び取締役の報酬とのバランス等を勘案し、株主総会で承認された報酬限度額内で、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	145	145	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	-	1
社外役員	45	45	-	-	5

役員退職慰労金制度につきましては、2011年6月に廃止しております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等
河内 伸二	122	取締役	提出会社	122	-	-

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることのみを目的とする投資を「純投資目的である投資株式」とし、それ以外の円滑な取引関係の維持や業界情報の収集等を目的として保有している株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的で保有する株式については、以下の方針に基づき保有いたします。

- ・安定株主のみを目的とした保有は行わない。
- ・中長期的な経済合理性や円滑な取引関係に基づき必要と判断する場合に保有する。

また、毎年の取締役会で、中長期的な経済合理性の有無、その意義等を個別銘柄毎に精査し、保有の適否を検証し、その結果、保有の合理性が認められないと判断した銘柄については、売却もしくは縮減いたします。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	11
非上場株式以外の株式	2	294

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社めぶき フィナンシャル グループ	161,460	161,460	(保有目的)円滑な金融取引(預金・ 借入)のため保有 (定量的な保有効果) (注)	無
	190	108		
株式会社栃木銀 行	116,000	116,000	(保有目的)円滑な金融取引(預金・ 借入)のため保有 (定量的な保有効果) (注)	有
	104	34		

(注) 定量的な保有効果につきましては記載が困難であります。保有の合理性については、中長期的な経済合理性の有無、その意義等を個別銘柄毎に精査し、保有の適否を検証しております。

保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年3月16日から2026年3月15日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年3月16日から2026年3月15日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、以下のような特段の取組を行っております。

会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	36,674	38,112
売掛金	14,726	15,833
商品	34,175	34,545
貯蔵品	32	32
その他	4,863	4,794
流動資産合計	90,472	93,318
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	117,568	117,763
減価償却累計額	78,796	81,284
建物及び構築物(純額)	1 38,771	1 36,479
土地	1 49,551	1 49,638
建設仮勘定	441	235
その他	25,600	26,429
減価償却累計額	22,563	23,059
その他(純額)	3,036	3,370
有形固定資産合計	91,801	89,724
無形固定資産		
その他	5,155	4,935
無形固定資産合計	5,155	4,935
投資その他の資産		
投資有価証券	154	306
敷金及び保証金	7,381	6,932
繰延税金資産	4,347	4,036
その他	288	360
投資その他の資産合計	12,172	11,636
固定資産合計	109,128	106,296
資産合計	199,601	199,614

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	41,271	41,874
1年内返済予定の長期借入金	15,847	15,706
未払法人税等	1,067	1,352
賞与引当金	1,224	1,280
契約負債	2,218	2,424
店舗閉鎖損失引当金	101	12
資産除去債務	819	164
その他	8,308	7,599
流動負債合計	60,858	60,413
固定負債		
長期借入金	110,752	110,408
退職給付に係る負債	9,328	8,547
資産除去債務	3,359	3,442
その他	892	873
固定負債合計	24,332	23,272
負債合計	85,190	83,686
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,001	13,001
資本剰余金	14,902	14,902
利益剰余金	90,765	92,178
自己株式	4,363	4,363
株主資本合計	114,306	115,720
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	51	155
その他の包括利益累計額合計	51	155
新株予約権	52	52
純資産合計	114,410	115,928
負債純資産合計	199,601	199,614

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
売上高	1 287,816	1 284,492
売上原価	221,098	219,174
売上総利益	66,717	65,318
販売費及び一般管理費	2 59,256	2 58,538
営業利益	7,461	6,779
営業外収益		
受取利息	17	23
受取配当金	3	5
協賛金収入	109	201
受取手数料	785	785
太陽光売電収入	177	182
その他	272	403
営業外収益合計	1,366	1,601
営業外費用		
支払利息	36	70
支払手数料	129	125
減価償却費	55	55
固定資産圧縮損	44	56
寄付金	52	52
その他	169	122
営業外費用合計	487	483
経常利益	8,340	7,897
特別利益		
固定資産売却益	3 0	3 0
その他	6	-
特別利益合計	6	0
特別損失		
固定資産除却損	4 36	4 114
減損損失	5 861	5 2,117
店舗閉鎖損失	532	41
店舗閉鎖損失引当金繰入額	86	19
その他	1	32
特別損失合計	1,519	2,326
税金等調整前当期純利益	6,827	5,572
法人税、住民税及び事業税	2,023	2,108
法人税等調整額	80	263
法人税等合計	1,942	2,371
当期純利益	4,884	3,200
親会社株主に帰属する当期純利益	4,884	3,200

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
当期純利益	4,884	3,200
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17	103
その他の包括利益合計	17	103
包括利益	4,902	3,304
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,902	3,304

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,001	14,902	87,666	4,363	111,208
当期変動額					
剰余金の配当			1,786		1,786
親会社株主に帰属する当期純利益			4,884		4,884
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,098	-	3,098
当期末残高	13,001	14,902	90,765	4,363	114,306

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34	34	52	111,295
当期変動額				
剰余金の配当				1,786
親会社株主に帰属する当期純利益				4,884
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	17	-	17
当期変動額合計	17	17	-	3,115
当期末残高	51	51	52	114,410

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,001	14,902	90,765	4,363	114,306
当期変動額					
剰余金の配当			1,786		1,786
親会社株主に帰属する当期純利益			3,200		3,200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-		-
当期変動額合計	-	-	1,413	-	1,413
当期末残高	13,001	14,902	92,178	4,363	115,720

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	51	51	52	114,410
当期変動額				
剰余金の配当				1,786
親会社株主に帰属する当期純利益				3,200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	103	103	-	103
当期変動額合計	103	103	-	1,517
当期末残高	155	155	52	115,928

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,827	5,572
減価償却費	4,494	4,472
減損損失	861	2,117
店舗閉鎖損失	532	41
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	86	89
固定資産除却損	25	20
賞与引当金の増減額(は減少)	127	56
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	369	780
受取利息及び受取配当金	20	29
支払利息	36	70
固定資産売却損益(は益)	0	0
契約負債の増減額(は減少)	122	205
売上債権の増減額(は増加)	4,270	1,106
棚卸資産の増減額(は増加)	521	369
仕入債務の増減額(は減少)	740	595
その他	1,164	0
小計	9,882	10,777
利息及び配当金の受取額	3	13
利息の支払額	37	71
法人税等の支払額	2,366	1,853
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,481	8,865
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,079	4,209
有形固定資産の売却による収入	8	13
無形固定資産の取得による支出	181	114
長期前払費用の取得による支出	46	123
敷金及び保証金の差入による支出	182	68
敷金及び保証金の回収による収入	58	226
資産除去債務の履行による支出	-	874
その他	92	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,515	5,156
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	7,200	5,900
長期借入金の返済による支出	7,329	6,384
配当金の支払額	1,786	1,785
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,915	2,270
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,050	1,438
現金及び現金同等物の期首残高	35,623	36,674
現金及び現金同等物の期末残高	36,674	38,112

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社  
子会社の名称 株式会社横浜ファーマシー  
(連結の範囲の重要な変更)  
該当事項はありません。
- (2) 非連結子会社の名称等  
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、2月28日であり、連結財務諸表作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結会計年度の末日までに発生した重要な取引は連結上必要な調整をすることとしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

(イ) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。ただし物流センター、調剤薬品及び株式会社横浜ファーマシーについては、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 店舗閉鎖損失引当金

閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失見込額を引当計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、店舗の顧客に対して、医薬品、化粧品、雑貨及び一般食品等の商品を販売しており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社グループの役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社グループが運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い預金を使用しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

(百万円)

科目名	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	861	2,117

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。

市場価格の下落が著しい店舗や営業活動から生ずる営業損益等が継続してマイナスの店舗及び閉店の意思決定をした店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。資産グループの不動産についての正味売却価額は、路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。使用価値は、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現時点の割引率を用いて割り引いて算出しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測であります。各店舗の将来売上は、営業年数や過年度の実績及び市場環境の変化等を踏まえたものとしております。また、各店舗の売上総利益や人件費等の費用については過去の実績を基礎として予測を行うことで、将来営業損益を算出しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の回収額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2029年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2029年3月期の期首から適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「協賛金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた382百万円は、「協賛金収入」109百万円、「その他」272百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
建物	3,346百万円	3,039百万円
土地	19,978	19,469
計	23,324	22,508

(同上に対する債務)

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
1年内返済予定の長期借入金	5,056百万円	4,918百万円
長期借入金	8,922	8,467
計	13,979	13,386

2 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
当座貸越極度額	6,400百万円	6,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	6,400	6,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
給料手当	24,905百万円	25,468百万円
減価償却費	4,403	4,382
賃借料	7,101	7,028
賞与引当金繰入額	1,224	1,280
退職給付費用	692	462

3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
土地	- 百万円	0百万円
有形固定資産「その他」	0	-

4 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
建物及び構築物	15百万円	50百万円
有形固定資産「その他」	19	63
無形固定資産「その他」	2	-
投資その他の資産「その他」	0	0

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

用途	場所	種類	金額
営業店舗	東北、	建物及び構築物	791百万円
	関東地方他	その他	70百万円
計			861百万円

当社グループは各店舗単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は収益回復が見込めない店舗等について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（861百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物791百万円、その他70百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は路線価等を勘案した合理的な見積額を使用し、使用価値については、将来キャッシュ・フローを7.9%で割り引いた見積額を使用しております。

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

用途	場所	種類	金額
営業店舗	東北、	建物及び構築物	1,906百万円
	関東地方他	その他	210百万円
計			2,117百万円

当社グループは各店舗単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は収益回復が見込めない店舗等について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,117百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物1,906百万円、その他210百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	25百万円	152百万円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	25	152
法人税等及び税効果額	7	48
その他有価証券評価差額金	17	103
その他の包括利益合計	17	103

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,583,420	-	-	24,583,420
合計	24,583,420	-	-	24,583,420
自己株式				
普通株式	2,249,173	-	-	2,249,173
合計	2,249,173	-	-	2,249,173

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第7回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	14
	第9回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	38
合計		-	-	-	-	-	52

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月12日 定時株主総会	普通株式	1,786	80	2024年3月15日	2024年6月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月11日 定時株主総会	普通株式	1,786	利益剰余金	80	2025年3月15日	2025年6月12日

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,583,420	-	-	24,583,420
合計	24,583,420	-	-	24,583,420
自己株式				
普通株式	2,249,173	-	-	2,249,173
合計	2,249,173	-	-	2,249,173

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第7回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	14
	第9回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	38
合計		-	-	-	-	-	52

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月11日 定時株主総会	普通株式	1,786	80	2025年3月15日	2025年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年6月11日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月11日 定時株主総会 （予定）	普通株式	2,233	利益剰余金	100	2026年3月15日	2026年6月12日

（注）2026年6月11日開催の定時株主総会において決議予定の1株当たり配当額には、創業65周年記念配当20円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
現金及び預金	36,674百万円	38,112百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	36,674	38,112

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。

長期借入金は設備投資資金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、敷金及び保証金については、取引先ごとに期日及び残高管理をするとともに財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図って信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、市場価格の変動リスクを管理しております。

買掛金、長期借入金は、月次に資金繰表を作成・更新する等の方法により資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月15日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(2)	142	142	-
(2) 敷金及び保証金	7,381	6,539	842
資産計	7,524	6,682	842
(3) 長期借入金(3)	16,600	16,462	137
負債計	16,600	16,462	137

当連結会計年度(2026年3月15日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(2)	294	294	-
(2) 敷金及び保証金	6,932	5,735	1,197
資産計	7,227	6,030	1,197
(3) 長期借入金(3)	16,115	15,924	190
負債計	16,115	15,924	190

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	11	11

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2025年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	36,674	-	-	-
売掛金	14,726	-	-	-
敷金及び保証金( ) 償還予定期日が明確な もの	623	1,916	1,558	2,733
合計	52,024	1,916	1,558	2,733

( ) 敷金及び保証金のうち、償還予定期日が不明確なもの(550百万円)は含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	38,112	-	-	-
売掛金	15,833	-	-	-
敷金及び保証金( ) 償還予定期日が明確な もの	543	1,901	1,319	2,919
合計	54,489	1,901	1,319	2,919

( ) 敷金及び保証金のうち、償還予定期日が不明確なもの(249百万円)は含めておりません。

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2025年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	5,847	4,526	3,366	2,044	814	-
合計	5,847	4,526	3,366	2,044	814	-

当連結会計年度(2026年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	5,706	4,561	3,224	1,994	628	-
合計	5,706	4,561	3,224	1,994	628	-

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
前連結会計年度(2025年3月15日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	142	-	-	142
敷金及び保証金	-	1,124	-	1,124
資産計	142	1,124	-	1,267

当連結会計年度(2026年3月15日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	294	-	-	294
敷金及び保証金	-	980	-	980
資産計	294	980	-	1,274

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2025年3月15日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	5,414	-	5,414
資産計	-	5,414	-	5,414
長期借入金	-	16,462	-	16,462
負債計	-	16,462	-	16,462

当連結会計年度（2026年3月15日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	4,755	-	4,755
資産計	-	4,755	-	4,755
長期借入金	-	15,924	-	15,924
負債計	-	15,924	-	15,924

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：その他の有価証券については、上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

敷金及び保証金：敷金及び保証金のうち、建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基にその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算出する方法により算定しており、時価をもって連結貸借対照表計上額としております。建設協力金以外の敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算出する方法により算定しております。

これらは、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金：長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月15日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	142	68	74
	小計	142	68	74
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		142	68	74

(注)市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額11百万円)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月15日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	294	68	226
	小計	294	68	226
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		294	68	226

(注)市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額11百万円)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、給付確定型制度として退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
退職給付債務の期首残高	8,959百万円	9,328百万円
勤務費用	671	662
利息費用	70	73
数理計算上の差異の発生額	76	1,224
退職給付の支払額	296	292
退職給付債務の期末残高	9,328	8,547

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	9,328	8,547
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,328	8,547
退職給付に係る負債	9,328	8,547
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,328	8,547

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
勤務費用	671百万円	662百万円
利息費用	70	73
数理計算上の差異の費用処理額	76	1,224
その他	26	26
確定給付制度に係る退職給付費用	692	462

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
割引率	0.791%	2.329%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び数	5人	4人
ストック・オプション数 (注)	19,000株	35,200株
付与日	2018年5月16日	2021年3月25日
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年6月1日 至2048年5月31日	自2021年4月10日 至2051年4月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	7,600	17,600
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	7,600	17,600

単価情報

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	1,845	2,175

2. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
繰延税金資産		
商品	33百万円	39百万円
賞与引当金	373	390
契約負債	676	739
法定福利費	93	94
未払事業税	108	117
未払事業所税	29	28
退職給付に係る負債	2,845	2,681
長期未払金	93	96
減損損失	6,753	7,366
資産除去債務	1,274	1,129
その他	434	420
繰延税金資産小計	12,715	13,105
評価性引当額	7,011	7,730
繰延税金資産合計	5,703	5,375
繰延税金負債		
資産除去債務	396	373
土地圧縮積立金	34	35
敷金及び保証金	193	177
その他	731	752
繰延税金負債合計	1,355	1,338
繰延税金資産の純額	4,347	4,036

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	2.8	3.6
評価性引当額の増減額	3.7	9.3
その他	1.1	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5	42.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2027年3月16日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が69百万円増加いたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間に対応する国債の利回りを使用し、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
期首残高	3,724百万円	4,178百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14	26
見積りの変更による増加額	669	0
時の経過による調整額	58	59
資産除去債務の履行による減少額	288	697
その他	0	41
期末残高	4,178	3,606

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の閉鎖時における原状回復費用について見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額669百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更により、前連結会計年度の税金等調整前当期純利益は605百万円減少しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	金額(百万円)
医薬品	52,189
化粧品	23,204
雑貨	79,368
一般食品	132,119
顧客との契約から生じる収益	286,881
その他の収益	934
外部顧客への売上高	287,816

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,456	14,726
契約負債	2,096	2,218

契約負債は、当社グループが運営するポイント制度において、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,526百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,656
1年超	561
合計	2,218

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	金額（百万円）
医薬品	51,418
化粧品	23,279
雑貨	77,413
一般食品	131,444
顧客との契約から生じる収益	283,555
その他の収益	936
外部顧客への売上高	284,492

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,726	15,833
契約負債	2,218	2,424

契約負債は、当社グループが運営するポイント制度において、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,656百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
1年以内	1,848
1年超	575
合計	2,424

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、医薬品、化粧品、雑貨及び一般食品等の販売をする小売業を営んでおり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、単一セグメントであり、外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、単一セグメントであり、外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	東京都茶卸売株式会社	東京都台東区	10	卸売業	-	商品の仕入	商品の仕入	281	買掛金	43

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	東京都茶卸売株式会社	東京都台東区	10	卸売業	-	商品の仕入	商品の仕入	275	買掛金	51

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入れについては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

項目	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
1株当たり純資産額	5,120円32銭	5,188円27銭
1株当たり当期純利益	218円72銭	143円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	218円48銭	143円14銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当連結会計年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,884	3,200
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,884	3,200
期中平均株式数(株)	22,334,247	22,334,247
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	25,190	25,191
(うち新株予約権(株))	(25,190)	(25,191)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (2025年3月15日)	当連結会計年度 (2026年3月15日)
純資産の合計額(百万円)	114,410	115,928
純資産の合計額から控除する金額(百万円)	52	52
(うち新株予約権(百万円))	(52)	(52)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	114,358	115,876
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	22,334,247	22,334,247

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-		-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	5,847	5,706	0.485	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	10,752	10,408	0.727	2027年～ 2031年
合計	16,600	16,115	-	-

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	4,561	3,224	1,994	628

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	145,357	284,492
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	3,750	5,572
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(百万円)	2,457	3,200
1株当たり中間(当期)純利益(円)	110.05	143.30

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	35,782	36,699
売掛金	14,526	15,609
商品	32,101	32,610
貯蔵品	29	29
前払費用	406	428
未収入金	3,966	3,955
その他	370	278
流動資産合計	87,183	89,610
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 34,683	1 32,732
構築物	3,016	2,731
機械及び装置	646	555
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	2,165	2,644
土地	1 47,131	1 47,218
建設仮勘定	441	235
有形固定資産合計	88,084	86,117
<b>無形固定資産</b>		
借地権	3,951	3,951
ソフトウェア	955	767
電話加入権	41	41
その他	18	9
無形固定資産合計	4,966	4,770
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	144	296
関係会社株式	4,025	4,025
出資金	22	22
長期前払費用	246	307
従業員に対する長期貸付金	5	5
敷金及び保証金	7,200	6,751
繰延税金資産	4,202	3,926
その他	6	13
投資その他の資産合計	15,853	15,349
<b>固定資産合計</b>	108,904	106,237
<b>資産合計</b>	196,087	195,848

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	39,611	40,217
1年内返済予定の長期借入金	15,381	15,118
未払金	4,203	4,000
未払費用	2,259	2,333
未払法人税等	1,055	1,338
未払消費税等	1,250	564
賞与引当金	1,172	1,228
契約負債	1,806	2,021
店舗閉鎖損失引当金	101	12
資産除去債務	819	164
その他	398	391
流動負債合計	58,060	57,391
固定負債		
長期借入金	19,322	18,667
退職給付引当金	9,328	8,547
資産除去債務	3,216	3,298
その他	881	861
固定負債合計	22,749	21,376
負債合計	80,809	78,767
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,001	13,001
資本剰余金		
資本準備金	14,882	14,882
その他資本剰余金	20	20
資本剰余金合計	14,902	14,902
利益剰余金		
利益準備金	1,158	1,158
その他利益剰余金		
別途積立金	57,700	57,700
圧縮積立金	105	103
繰越利益剰余金	32,667	34,368
利益剰余金合計	91,632	93,330
自己株式	4,363	4,363
株主資本合計	115,173	116,872
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51	155
評価・換算差額等合計	51	155
新株予約権	52	52
純資産合計	115,277	117,080
負債純資産合計	196,087	195,848

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当事業年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
売上高	273,604	271,215
売上原価	209,889	208,724
売上総利益	63,715	62,491
販売費及び一般管理費	1 56,068	1 55,480
営業利益	7,647	7,011
営業外収益		
受取利息	17	22
受取配当金	2	5
協賛金収入	65	199
受取手数料	740	741
太陽光売電収入	177	182
その他	233	355
営業外収益合計	1,237	1,507
営業外費用		
支払利息	33	63
支払手数料	129	125
減価償却費	55	55
固定資産圧縮損	44	56
寄付金	52	52
その他	154	97
営業外費用合計	468	450
経常利益	8,416	8,068
特別利益		
固定資産売却益	2 0	2 0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	3 35	3 113
減損損失	791	2,059
店舗閉鎖損失	532	41
店舗閉鎖損失引当金繰入額	86	19
その他	-	16
特別損失合計	1,445	2,251
税引前当期純利益	6,971	5,817
法人税、住民税及び事業税	2,018	2,104
法人税等調整額	86	227
法人税等合計	1,932	2,331
当期純利益	5,038	3,485

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	106	29,414	88,380	4,363	111,921
当期変動額											
剰余金の配当								1,786	1,786		1,786
圧縮積立金の取崩							0	0	0		0
当期純利益								5,038	5,038		5,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	0	3,252	3,251	-	3,251
当期末残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	105	32,667	91,632	4,363	115,173

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	34	34	52	112,008
当期変動額				
剰余金の配当				1,786
圧縮積立金の取崩				0
当期純利益				5,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	17	-	17
当期変動額合計	17	17	-	3,269
当期末残高	51	51	52	115,277

当事業年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	105	32,667	91,632	4,363	115,173
当期変動額											
剰余金の配当								1,786	1,786		1,786
圧縮積立金の取崩							2	2			
当期純利益								3,485	3,485		3,485
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2	1,701	1,698	-	1,698
当期末残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	103	34,368	93,330	4,363	116,872

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	51	51	52	115,277
当期変動額				
剰余金の配当				1,786
圧縮積立金の取崩				
当期純利益				3,485
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	103	103	-	103
当期変動額合計	103	103	-	1,802
当期末残高	155	155	52	117,080

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。ただし物流センター、調剤薬品については、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～34年

構築物 10～20年

器具備品 3～8年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失見込額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社では、店舗の顧客に対して、医薬品、化粧品、雑貨及び一般食品等の商品を販売しており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来に失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 科目名及び当事業年度計上額

(百万円)

科目名	前事業年度	当事業年度
減損損失	791	2,059

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。

市場価格の下落が著しい店舗や営業活動から生ずる営業損益等が継続してマイナスの店舗及び閉店の意思決定をした店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれが高い方の金額で測定しております。資産グループの不動産についての正味売却価額は、路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。使用価値は、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現時点の割引率を用いて割り引いて算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測であります。各店舗の将来売上は、営業年数や過年度の実績及び市場環境の変化等を踏まえたものとしております。また、各店舗の売上総利益や人件費等の費用については過去の実績を基礎として予測を行うことで、将来営業損益を算出しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の回収額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「協賛金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた299百万円は、「協賛金収入」65百万円、「その他」233百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
建物	3,186百万円	2,946百万円
土地	18,941	18,682
計	22,128	21,629

(同上に対する債務)

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
1年内返済予定の長期借入金	5,056百万円	4,918百万円
長期借入金	8,922	8,467
計	13,979	13,386

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
当座貸越極度額	5,500百万円	5,500百万円
借入実行残高	-	-
差引額	5,500	5,500

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61.8%、当事業年度61.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38.2%、当事業年度38.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当事業年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
給料及び手当	23,591百万円	24,205百万円
賞与引当金繰入額	1,172	1,228
退職給付費用	692	462
減価償却費	4,225	4,182
賃借料	6,744	6,700

2 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当事業年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
車両運搬具	0百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0	-
土地	-	0

3 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2024年3月16日 至 2025年3月15日)	当事業年度 (自 2025年3月16日 至 2026年3月15日)
建物	11百万円	40百万円
構築物	3	10
機械及び装置	0	3
工具、器具及び備品	19	59
建設仮勘定	0	-
借地権	1	-
長期前払費用	0	0

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月15日)

子会社株式(貸借対照表計上額4,025百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりませ  
ん。

当事業年度(2026年3月15日)

子会社株式(貸借対照表計上額4,025百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりませ  
ん。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
繰延税金資産		
商品	33百万円	39百万円
賞与引当金	357	374
契約負債	551	616
法定福利費	91	92
未払事業税	105	115
未払事業所税	29	28
退職給付引当金	2,845	2,681
長期未払金	93	96
減損損失	6,446	7,060
資産除去債務	1,231	1,085
その他	215	128
繰延税金資産小計	12,001	12,319
評価性引当額	6,456	7,064
繰延税金資産合計	5,545	5,254
繰延税金負債		
資産除去債務	383	362
土地圧縮積立金	34	35
敷金及び保証金	193	177
その他	731	752
繰延税金負債合計	1,342	1,327
繰延税金資産の純額	4,202	3,926

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月15日)	当事業年度 (2026年3月15日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税の均等割	2.7	3.4
評価性引当額の増加	4.3	7.0
その他	1.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7	40.1

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2027年3月16日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が69百万円増加いたしました。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	34,683	2,055	1,690 (1,633)	2,315	32,732	58,122
	構築物	3,016	379	239 (238)	425	2,731	21,590
	機械及び装置	646	76	21 (21)	146	555	1,979
	車両運搬具	0	-	-	-	0	13
	工具、器具 及び備品	2,165	1,661	162 (152)	1,019	2,644	20,293
	土地	47,131	99	12	-	47,218	-
	建設仮勘定	441	233	439	-	235	-
	計	88,084	4,506	2,566 (2,047)	3,906	86,117	101,999
無形固定資産	借地権	3,951	4	4 (4)	-	3,951	-
	ソフトウェア	955	141	9	318	767	1,313
	電話加入権	41	-	-	-	41	-
	その他	18	0	7	1	9	20
	計	4,966	146	21 (4)	320	4,770	1,334

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。(単位：百万円)

(1)建物	新店舗新築工事等	1,487
(2)工具、器具及び備品	新店舗関連等	494

2 「当期減少額」欄の( )内は、内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	1,172	1,228	1,172	1,228
店舗閉鎖損失引当金	101	19	109	12

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月16日から3月15日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月15日
剰余金の配当の基準日	9月15日 3月15日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは 次のとおりであります。 ウェブサイト(アドレス <a href="https://www.cawachi.co.jp/">https://www.cawachi.co.jp/</a> )
株主に対する特典	3月15日現在の株主(100株以上)に対し「株主様お買物優待券」を次の とおり進呈しております。 100株以上 1冊 500株以上 2冊 1,000株以上 3冊 優待券は1冊につき500円券10枚綴り。翌年6月末日まで有効。調剤薬局 を除く、(株)カワチ薬品全店舗で利用可。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を  
請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を  
有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第58期）（自 2024年3月16日 至 2025年3月15日）2025年6月12日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2025年6月12日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2025年6月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(4) 半期報告書及び確認書

（第59期中）（自 2025年3月16日 至 2025年9月15日）2025年10月30日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月10日

株式会社カワチ薬品

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中里 直記

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 宏章

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワチ薬品の2025年3月16日から2026年3月15日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品及び連結子会社の2026年3月15日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損損失の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている固定資産106,296百万円のうち、店舗固定資産の帳簿価額は96,623百万円であり総資産の48.4%となっている。</p> <p>連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、会社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とするグルーピングを行っており、当連結会計年度において減損損失2,117百万円を計上している。</p> <p>会社は店舗ごとに減損の兆候の判定を実施し、市場価格の下落が著しい店舗や営業活動から生ずる営業損益等が継続してマイナスの店舗及び閉店の意思決定をした店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。</p> <p>なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定される。資産グループの不動産についての正味売却価額は、路線価等を勘案した合理的な見積額を、また使用価値は、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現時点の割引率を用いて割り引いて算出している。</p> <p>将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測であり、各店舗の将来売上は、営業年数や過年度の実績及び市場環境の変化等を踏まえたものとしている。また、各店舗の売上総利益や人件費等の費用については過去の実績を基礎として予測を行うことで、将来営業損益を算出している。</p> <p>上記の通り、減損の認識の判定における将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに使用された仮定は経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者が実施した減損損失の認識について検討した。特に、減損損失の認識にあたり利用された将来キャッシュ・フローの見積りと当該見積りの基礎となる仮定を検討するために、以下の監査手続を組み合わせることで実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 固定資産の評価に関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)将来キャッシュ・フローの見積りの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来キャッシュ・フローについて、経営会議で決議し、取締役会に報告された各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測（以下、「投資回収計画」）との整合性を検討した。</li> <li>・経営者が置いた仮定を理解するため、経営者及び投資回収計画作成責任者に対して質問を実施し、経営者が置いた仮定の合理性を検討した。</li> <li>・会社が策定した投資回収計画について、予測に用いられている営業年数や過年度の実績の正確性を検証したうえで、将来売上予測が営業年数や過年度の実績及び市場環境等を踏まえた合理的なものであるか、また、将来営業損益については、各店舗の売上総利益や人件費等の費用が過去の実績を基礎とした合理的なものであるかどうかを検討した。</li> <li>・昨年度に投資回収計画により算定した使用価値が帳簿価額を上回ることから認識不要と判断した店舗について、投資回収計画と当期実績を比較することで投資回収計画の合理性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カワチ薬品の2026年3月15日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カワチ薬品が2026年3月15日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月10日

株式会社カワチ薬品

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

中里 直記

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

池田 宏章

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワチ薬品の2025年3月16日から2026年3月15日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品の2026年3月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損損失の認識
----------------

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（店舗固定資産の減損損失の認識）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。